

環境配慮行動普及促進事業費補助金 及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

「デコ活」 (脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) 推進事業 公募

説明資料

令和8年3月

ver.1.0

一般社団法人地域循環共生社会連携協会



本説明資料について

本資料は、環境配慮行動普及促進事業費補助金及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業）公募要領をベースに、本補助金の申請にあたってのポイントをまとめた資料です。

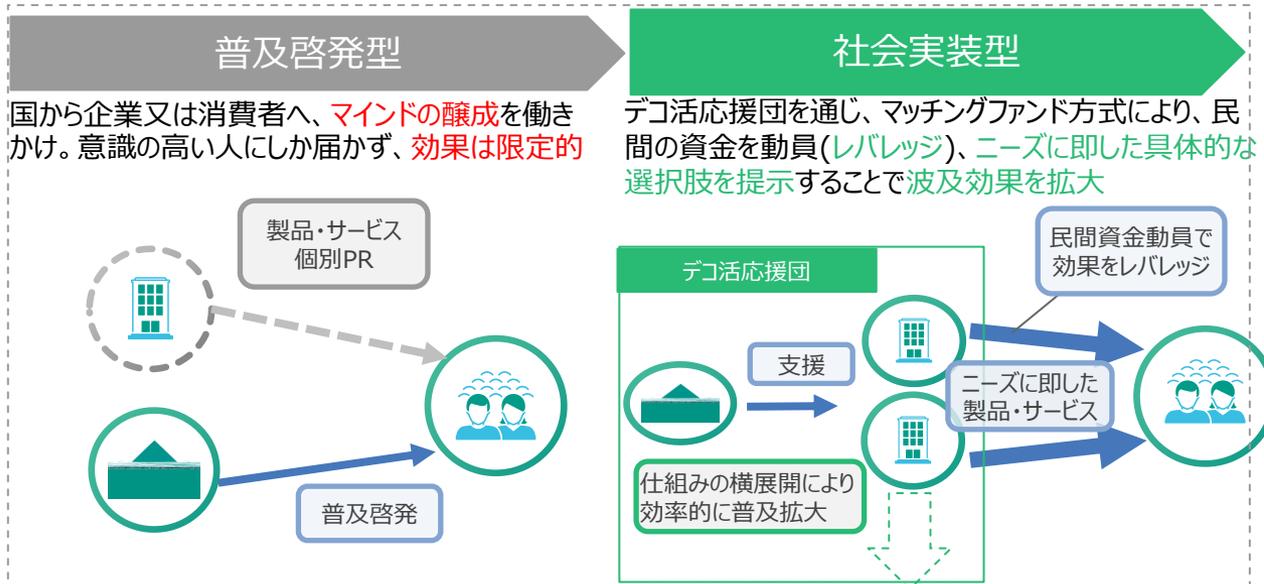
本補助金の詳細な事業内容、対象事業、応募方法及びその他の留意事項は公募要領に記載しておりますので、**応募申請される方は、公募要領をご熟読くださいますようお願いいたします。**

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) 推進事業



デコ活の推進を通じて、「新しい豊かな暮らし」とその先にある「脱炭素目標の達成」を実現します。

従来の「普及啓発型」から、自治体・企業・団体等と連携して、消費者の行動変容を図る「社会実装型」の取組中心へとシフト



官民連携の下、衣食住/移動/買い物など、暮らしのあらゆる領域において「脱炭素につながる新しい豊かな暮らし」を強力に後押し

目次

本説明資料について	1
「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動) 推進事業	2
I.事業の目的と性格	4
II.補助対象となる事業	6
III.補助対象経費	15
IV.補助対象事業の選定方法	18
V.応募に当たっての留意事項	26
VI.応募申請方法等	33
VII.その他留意事項	39

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象経費
- IV. 補助対象事業の選定方法
- V. 応募に当たっての留意事項
- VI. 応募申請方法等
- VII. その他留意事項等

国民（消費者・働き手。以下同じ）の行動変容やライフスタイル転換を通じた暮らし（生活・働き方。以下同じ）の改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装（事業化され自走することをいう。以下同じ）に向けたプロジェクトであって、各主体が連携協働して需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業に要する経費の一部を連携協働型社会実装助成方式（事業主体と国が資金、資源（人的・物的）を持ち寄るもので、いわゆるマッチングファンド方式により当該プロジェクトを実施する方式をいう）で交付することにより、事業展開を可能にし、国民の「新しい豊かな暮らし」の実現及びこれを支える製品・サービス等への大規模な需要創出を図り、もって2050年ネット・ゼロ及び2030年温室効果ガス排出削減目標の達成に寄与することを目的とします。

※本補助金の執行は、法律及び交付要綱等の規定により適正に行っていただく必要があります。適正化法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この補助金の交付規程、「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業実施要領（令和6年2月16日付け環地温発第24021615号。）に定めるところに従い実施していただきます。万が一、これらの規定が守られず、環境省または協会の指示に従わない場合には、交付規程に基づき交付決定の取消しの措置をとることもありますので、この点について十分ご理解いただいた上で、応募してください。

ポイント👉

- ・ **事業開始**は、**交付決定日以降**となります。
- ・ 事業完了後も、環境省に対する**事業報告書（環境保全効果の実績把握等）の提出**や**適正な財産管理**を行い、効率的運用を図る必要があります。
- ・ 補助事業で整備した**財産を処分（目的外使用、譲渡等）しようとする場合**は、あらかじめ協会に申請を行い、**承認を受ける必要**があります。
- ・ これらの義務が十分果たされないときは、環境省または協会より改善のための指導を行うとともに、事態の重大なものについては**交付決定を取消し**することもあります。

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業**
- III. 補助対象経費
- IV. 補助対象事業の選定方法
- V. 応募に当たっての留意事項
- VI. 応募申請方法等
- VII. その他留意事項等

【1】対象事業の基本的要件

申請にあたっては、以下のすべての事項に適合することが必要です。

- ① 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること。
- ② 申請内容に事業内容、事業効果、経費内訳、資金計画等が**明確な根拠に基づき示されている事業**であること。
- ③ 別紙1に示す**暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者**であること。
- ④ 本事業の補助により導入する事業等について、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）を受けていない事業であること。

〔2〕事業に関する事項

公募要領 P.5-P.6

(1)対象事業

① 広 域 規 模 事 業

国民の行動変容やライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトであって、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供し、二以上の都道府県で多数の主体への効果が認められる事業

② 地 域 規 模 事 業

国民の行動変容やライフスタイル転換を通じた暮らしの改善及び温室効果ガス削減等の環境保全効果が継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトであって、需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供し一都道府県内で効果が認められる事業

【2】事業に関する事項

(2) 対象事業の要件

補助金の交付の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たすものとします。

ア 温室効果ガス排出量の2030年度46%削減等の目標達成に資する環境保全効果(エネルギー起源CO2排出抑制のほか、資源循環(サーキュラーエコノミー)、生物多様性保全(ネイチャーポジティブ)等の環境保全効果も含む)を有すること。

イ 国民の行動変容・ライフスタイル転換に資する呼びかけに止まらない取組であること。

ウ 協働で需要サイドのボトルネックを構造的に解消する仕掛けを国民に提供する事業であること(需要サイドのボトルネックは「くらしの10年ロードマップ」(令和6年2月策定)も参照のこと)。

<https://www.env.go.jp/content/000199520.pdf>

エ 補助事業の社会実装の仕掛け、環境保全効果に関する目標等を記載した事業計画書を提出すること。

【2】事業に関する事項

(3) 応募者の要件

補助事業の代表事業者及び共同事業者の要件は以下のいずれかの者であることとします。

- ア 民間事業者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者、旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第3条第1項に規定する許可を受け旅館業を営む者であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）
- イ 地方公共団体
- ウ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- エ 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人・特定非営利活動法人・非政府組織
- オ その他環境大臣（以下「大臣」という。）の承認を得て協会が適当と認める者

なお、事業を通じた仕掛けが国民に効果的に到達し、取組が浸透・広がりを持つよう、国民と接点を有する民間事業者、地方公共団体、民間団体等が必要な範囲で連携して事業を協働で推進する体制を構築して申請してください。

【2】事業に関する事項

公募要領 P.6-P.7

(4) 申請者

2者以上の事業者・団体等が共同で補助事業を実施してください。代表事業者を1者決めていただき、代表事業者が補助金の申請及び交付の対象者とします。それ以外の事業者を共同事業者とします。

代表事業者

補助事業を自ら行い、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令又は交付規程等に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとします。**代表事業者が補助金の申請及び交付の対象者**となります。

共同事業者

代表事業者以外の事業者

ポイント 🙌

代表事業者と共同事業者は、特段の理由があり、協会が承認した場合を除き、補助事業として**採択された後は変更することができません。**

〔2〕事業に関する事項

公募要領 P.7

（5）補助金の交付方法

連携協働型社会実装助成方式※にて補助対象経費の次の補助率及び上限に基づく補助金を交付します。

※連携協働型社会実装助成方式

民間団体等の事業主体と国が資源（人的・物的）を持ち寄り、それを基盤としてスタートすることでより規模の大きい活動を実現させるための連携協働型の手法であり、いわゆるマッチングファンド方式により当該プロジェクトを実施する方式をいう。

（代表事業者及び共同事業者は、資源を持ち寄ることが対象要件のため、別紙2にそれぞれ経費計上する必要があります。）

① 広 域 規 模 事 業

⇒補助率1/3以下（上限：3億円）

② 地 域 規 模 事 業

⇒補助率1/3以下（上限：1億円）

〔2〕事業に関する事項

(6) 補助事業期間

交付決定日以降、令和9年2月28日までとします。

ポイント👉 事業開始日及び事業完了日は次のとおりです。

事業開始日：次のうち最も早い日

- ・ 契約書もしくは注文請書の日付
(契約・発注日が、交付決定日以降となるよう注意して下さい。)
- ・ 賃金の発生日 (業務日誌上)

事業完了日：次のうち最も遅い日

- ・ 契約書・注文請書に基づく調達における支払日
- ・ 賃金の支払日、旅費・会議費・謝金等の支払日

※当該事業に係る全ての支払は、令和9年2月28日までに完了している必要があります。

【2】事業に関する事項

公募要領 P.8

(7) 事業のKPI (アウトプット)

以下2点を指標とします。

- ア 事業を導入することにより行動変容・ライフスタイル転換する人数
- イ 行動変容・ライフスタイル転換による環境保全効果（CO2排出削減量等）

ポイント👉 行動変容・ライフスタイル転換する人数について

プロジェクトにより仕掛けが提供される対象人数を推計し、そのうち商品・サービスの選択や生活習慣の変化といった行動変容・ライフスタイル転換が起きる割合を乗じることなどにより、行動変容・ライフスタイル転換する人数を試算してください。

試算に当たっては、同種の仕掛けによる実証事業や他地域の事業の結果、対象となる地域や世代の人口数や利用率等の統計データや過去の購買・行動データなど、**適切な根拠を用いて合理的に説明**ください。

※環境保全効果の算定方法については公募要領の別添1を参照ください。

- I 事業の目的と性格
- II 補助対象となる事業
- III 補助対象経費**
- IV 補助対象事業の選定方法
- V 応募に当たっての留意事項
- VI その他留意事項
- VII 応募申請方法等

事業を行うために必要な人件費及び業務費並びにその他必要な経費で協会が認めた経費とします。
(ソフト支援で費目詳細は別表第1、別表第2を参照ください。)

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 交付額
①広域規模事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、会議費、光熱水料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費）並びにその他必要な経費であって協会が承認した経費 （補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	補助率3分の1以下 （3億円を上限とする。）
②地域規模事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、社会保険料、諸謝金、会議費、光熱水料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費）並びにその他必要な経費であって協会が承認した経費 （補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	補助率3分の1以下 （1億円を上限とする。）

別表第2

1.区分	2.費目	3.細分	5.内容
人件費			事業を行うために直接必要な人件費（地方公共団体においては会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）をいう。
業務費	社会保険料 賃金、 報酬・給料・職員手当 諸謝金 旅費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 使用料 及び賃借料 消耗品費及び備品購入 費		<p>事業に直接従事する労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、用途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。</p> <p>常勤職員以外の事業に直接従事する労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な会議等に出席した外部専門家に対する謝金をいい、目的、人数、単価、回数分かる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。（地方公共団体職員に係る旅費は除く。）</p> <p>事業を行うために直接必要な資料等の印刷等に係る経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な郵便料等通信費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な業務等を外注する場合に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務用品等消耗品の購入のために必要な経費をいい、用途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。</p>

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象経費
- IV. 補助対象事業の選定方法**
- V. 応募に当たっての留意事項
- VI. 応募申請方法等
- VII. その他留意事項等

(1) 補助事業者の選定方法

一般公募を行い、審査を経て選定します。

審査結果により付帯条件を課すことや、申請された計画の変更を求めること等もあります。

(2) 審査について

提出された書類に不備が無いか、要件を満たしているか等の観点から書類審査を行います。書類審査を通過した申請には、その後、外部有識者から構成される審査委員会が審査基準に基づいて厳正な審査（必要に応じてヒアリング審査）を行い、予算の範囲内で補助事業の採択を行います。

※審査結果に対する御意見等には対応致しかねますのでご留意ください。

(3) 複数事業の応募について

同一の（代表）事業者が複数の応募をすることは妨げません。ただし、事業の内容が同一・類似しているものは内容等により一つの応募にまとめるよう求めることがあります。

(4) 審査のポイント

審査は、次の①～④の4項目の観点から行います。

- ①事業の目的
- ②事業の効果
- ③実施体制
- ④事業計画（スケジュール、資金）

①～④の各項目で下記の【必須】と【加点】要素に分け、審査を行います。
また、事業費用の妥当性についても審査をします。

【必須】要素は全て満たす必要があります。

【加点】要素については、各項目の点数の範囲内での加点の検討対象となるものであり、満たすことが必ずしも求められるものではありませんが、他の要素で同じ評価の複数の応募がある場合等では満たしている方がより評価が高くなります。

ポイント👉

本事業の採択に向けた検討においては、CO2排出量の削減や環境保全効果等のより高い取組（※）に対して加点がなされます。

（※）参考：『脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの10年後』の関連資料（CO2削減効果及びそのメリットとその算出根拠等）

https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/common/file/20221208_cn_lifestyle.pdf

(4) 審査のポイント

公募要領 P.10

①事業の目的

※【必須】要素はすべて満たす必要があります。

必須

- 1-1 国民の行動変容やライフスタイル転換を通じた暮らしの改善を行うこと。
- 1-2 国民・生活者に行動変容やライフスタイル転換を促すうえで主要な障害になっているもの（ボトルネック）を特定していること。
- 1-3 ボトルネックを構造的に解消する仕掛けであること。
- 1-4 ボトルネックが解消される前と後での環境保全効果の違いを論理的に説明できること。
- 1-5 連携協働により1者で推進するよりも大きな効果を期待できるものになっていること。
- 1-6 温室効果ガス削減等の環境保全効果が補助対象期間後も継続的に見込める連携協働型の社会実装に向けたプロジェクトであること。

加点

- 1-7 提供される製品・サービスの特徴や価値に独自の利点や強みがあること。
- 1-8 同業他社や別業種との取組、自治体と事業者との取組など、普段は連携しにくい相手との取組となっていること。
- 1-9 ベンチャー企業や中小企業の連携協働事業であること。
- 1-10 先進性・モデル性を備えていることにより、業界内外や他地域へ応用可能性が特に見込まれること。

(4) 審査のポイント

②事業の効果

※【必須】要素はすべて満たす必要があります。

必須

2-1 プロジェクトの実施に伴って環境面で副次的に明らかな負の影響が発生しない、または、発生することが見込まれないこと。または、副次的に発生する負の影響を考慮して十分な対策が講じられていること。

2-2 ボトルネックが解消される前と後での環境保全効果の違いについて、本取組による国民の行動変容がどのような効果につながり、結果CO2排出量の削減や環境保全効果等が計測できる仕組みであることが分かるように説明されていること。

加点

2-3 行動変容やライフスタイル転換する人数の絶対量が大きいこと。

2-4 行動変容やライフスタイル転換による環境保全効果の絶対量が大きいこと。

2-5 CO2削減量に対する費用対効果が大きいこと。

2-6 2-2について、製品・サービスのライフサイクル全体を考慮したうえで定量的に説明されていること。

(4) 審査のポイント

公募要領 P.10

③実施体制

※【必須】要素はすべて満たす必要があります。

必須

- 3-1 複数者が事業を共同で行い、事業の実施に必要な組織体制が連絡網や指示系統とともに構築されていること。
- 3-2 個人情報やプライバシーの保護に配慮していること。

加点

- 3-3 デコ活応援団（官民連携協議会）に参加していること。
- 3-4 デコ活宣言をしていること。
- 3-5 代表事業者が2050年ネット・ゼロに向けた温室効果ガスの排出削減目標の設定をしていること。（HPなどで公表している）
- 3-6 代表事業者がエコ・ファースト認定企業であること。
- 3-7 広域リージョン連携宣言をしていること。

(4) 審査のポイント

公募要領 P.10-11

④事業計画（スケジュール、資金）

※【必須】要素はすべて満たす必要があります。

必須

- 4-1 補助対象期間終了までに社会実装（補助事業で構築した取組の実現）すること。
- 4-2 事業のポートフォリオの一部として補助対象経費が想定されており、その想定が妥当であること。
- 4-3 代表事業者及び共同事業者の資源が明確に確保・確定されていること。

加点

- 4-4 補助金事業終了後、中長期的に事業を発展させる計画（施策案と目標、スケジュールなど）が具体的に記載されていること。

(4) 審査のポイント

ポイント

要件を満たしていないと判断される提出書類については、審査対象外とし、不採択となります。

- ・ 交付規程や公募要領に定める各要件を満たす内容について確実に記載されていること。
- ・ 必要な書類が確実に添付されていること。
- ・ 書類に必要な内容が確実に記載されていること。
- ・ 事業を確実に実施できる資金調達に係る確実な計画を有していること。

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象経費
- IV. 補助対象事業の選定方法
- V. 応募に当たっての留意事項**
- VI. 応募申請方法等
- VII. その他留意事項等

V.応募に当たっての留意事項

(1) 実施計画書の記載内容

提出した応募申請書の実施計画書に記載した内容については協会の許可なく変更することはできません。

(2) 交付申請

公募により採択された事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます。（申請手続等は交付規程を参照願います）。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、事業実施期間に行われる事業であって、かつ、当該期間中に支払いが完了するものとなります。

※交付申請時には金額の根拠となる資料等が必要になります。

詳細については、以下URLより補助事業の手引きをご参照ください。

https://rcespa.jp/wordpress/wp-content/uploads/R7hosei_deco_tebiki_20260313.pdf

V.応募に当たっての留意事項

(3) 交付決定

協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ア 申請に係る補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
- イ 補助対象経費には、国からの他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に規定する資金を含む）の対象経費を含まないこと。
- ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

ポイント 🍷

補助事業の適正実施確認のため、**事業実施期間中、必要に応じ現地調査等を実施することがあります。**

V.応募に当たっての留意事項

(4) 事業の開始

補助事業者は協会からの交付決定を受けた後に、事業を開始していただきます。補助事業者が他の事業者等と契約を締結するに当たっては 契約・発注日が、協会の交付決定日以降となるよう注意して下さい。協会は、事業期間の適当な時期に事業が適切に行われていることを確認するために必要に応じて現地調査等を行います。また、事業開始後、協会の求めに応じて定期報告書（業務費及び人件費等の経費に係る根拠資料）を提出いただきます。

※詳細については、以下URLより補助事業の手引きをご参照ください。

https://rcespa.jp/wordpress/wp-content/uploads/R7hosei_deco_tebiki_20260313.pdf

ポイント  契約・発注日

交付決定前の契約・発注に係る経費は、補助対象外となるため、
ご注意ください。

V.応募に当たっての留意事項

(5) 補助事業の計画変更等

補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするとき（ただし、軽微な変更を除く。）は、**計画変更承認申請書を協会に提出し、承認を受ける必要があります。**なお、**補助金の額に変更を伴う場合は、変更交付申請書を協会に提出し承認を受ける必要があります。**

補助事業の内容に変更が生じる可能性がある場合、必ず事前に協会担当者までご相談ください。

(6) 完了実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した時は、**完了後30日以内又は事業実施年度の3月10日のいずれか早い日まで**に完了実績報告書及び取得財産等管理台帳を協会宛に提出いただきます。

協会は、補助事業者から完了実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に交付額の確定通知を行います。

V.応募に当たっての留意事項

(7) 補助金の支払い

補助事業者は、協会から交付額の確定通知を受けた後、**精算払請求書を提出いただきます。その後、協会から補助金を支払う**こととなります。

補助事業者は、協会が認める場合においては、必要に応じ、概算払請求（補助金請求予定額の9割を上限とする）をすることができます。

(8) 不正に対する交付決定の取消し等

応募書類に虚偽の内容を記載した場合等においては、**事業の不採択、採択の取消し、交付決定の取消し、補助金の返還等の措置**をとることがあります。

(9) 事業報告書の提出

補助事業者は、**補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から2年間**、年度毎に当該補助事業による過去1年間の環境保全効果等に関する事業報告書を**当該年度の翌年度の4月30日までに環境大臣、または環境大臣の指定する者に提出**しなければなりません。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの環境保全効果等に係る事業報告書も翌々年度の4月30日までに環境大臣、または環境大臣の指定する者に提出しなければなりません。

なお、その後も環境省又は協会から必要に応じてその後の進捗を求める場合があります。

応募申請から補助金支払いまで

応募申請・採択・交付申請・交付決定から事業開始・補助金支払まで



- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象経費
- IV. 補助対象事業の選定方法
- V. 応募に当たっての留意事項
- VI. 応募申請方法等**
- VII. その他留意事項等

提出書類の確認

応募申請書Excelに
**「応募申請時提出書類等一
 覧」シート**がありますので、
 書類提出前に**必ずご確認ください。**

チェック欄の□をクリック
 すると、☑マークに変わります。

1_様式第1、別紙1、別紙2については、Excel形式で、
 その他参考資料は、Word、Excel形式で作成されている資料はそのままの形式で、
 それ以外の資料はPDF形式で提出してください。

「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)推進事業
 応募申請時提出書類等一覧

★以下の資料番号及びファイル名でご提出ください。○内は説明書きです。
 同じ分類の資料が複数ある場合は、資料番号に枝番を付けてください。

番号	資料番号及びファイル名	チェック欄
1	1_様式第1,別紙1,別紙2_応募申請書,実施計画書,経費内訳 (Excel形式のまま提出すること。)	<input type="checkbox"/>
2	2_事業実施場所 (事業を行う場所の地図、都道府県市町村一覧等)	<input type="checkbox"/>
3	3_環境保全効果 (CO2削減効果、その他の環境保全効果、行動変容数、1行動変容数あたりのCO2削減効果の算出に係る詳細、記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料。)	<input type="checkbox"/>
4	4_事業実施体制 (代表事業者及び共同事業者の組織体制に連絡網や指示系統を記載した体制図)	<input type="checkbox"/>
5	5_事業実施スケジュール (補助事業実施期間と社会実装を含めた工程表)	<input type="checkbox"/>
6	6_経費の根拠資料 (別紙2に記載の経費に係る根拠資料。見積書、計算書、人件費調査等。応募申請時は概算見積可。)	<input type="checkbox"/>
7	7_業務概要 (企業パンフレット等)	<input type="checkbox"/>
8	8_経理状況説明書 (直近2決算期の貸借対照表および損益計算書)	<input type="checkbox"/>
9	9_定款 又は法人登記簿 (個人企業の場合は、住民票の写し)	<input type="checkbox"/>
10	10_その他 (申請書に記載した内容の根拠や補足説明となる資料等)	任意

※7, 8, 9については、代表事業者、共同事業者共に提出が必要。地方公共団体は、7, 9不要、8は申請年度の前算書(該当部分)を提出。

(1) 応募申請書類

- 応募申請書類は必ず J グランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）もしくは協会ホームページの電子ファイルをダウンロードして作成するようお願いします。
- 審査過程において、必要に応じて電話又は電子メールにてヒアリングを実施させていただく場合があります。その場合、追加書類の提出をお願いすることもありますので、ご了承ください。
- 個人情報の取り扱いについては、公募要領の別紙2「個人情報のお取り扱いについて」にご同意の上、ご提出ください。

(2) 公募期間

令和8年3月13日（金）から令和8年4月15日（水）まで

(3) 提出期限

令和8年4月15日（水）17時必着

※ 期限を過ぎて協会が受信した申請については遅延が協会の事情に起因しないものについては、受理しません。

(4) 提出方法

【J グランツによる提出】

【電子メールによる提出（J グランツの使用ができない場合）】

※ 紙媒体による提出は受け付けません。

VI.応募申請方法等

【J グランツによる提出】

J グランツ (デジタル庁) <https://www.jgrants-portal.go.jp/>

J グランツ よくあるご質問 (デジタル庁) <https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

J グランツでの申請にあたっては、事前に「G ビズ ID」アカウントの取得が必要となります。アカウントの取得には2週間程度必要なため、「G ビズ ID」アカウントが未取得の場合は応募手続きに間に合うようにアカウントを取得してください。

G ビズ ID (デジタル庁) <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

【電子メールによる提出（J グランツを使用できない場合）】

以下の記入例に倣って件名に（代表）事業者名を記入してください。

また、容量により複数回で送信する場合は、件名の最後に（何通目/全体数）の形式で記入してください。

<メール件名記入例>

デコ活_1_広域事業応募申請書提出（株式会社□□□□）（1/3）

デコ活_2_地域事業応募申請書提出（△△△△市）（1/3）

<メール申請の宛先>

E-mail : s-deco@rcespa.jp

(5) お問い合わせ

<お問い合わせ受付期間>

令和8年3月13日（金）から令和8年4月8日（水）17時まで

<お問い合わせ先>

E-mail : deco08@rcespa.jp

<お問い合わせ方法>

原則**電子メール**を利用し、以下の記載例に倣って件名に（代表）事業者名を記入してください。

<メール件名記入例>

デコ活_1_広域事業について問合せ（株式会社□□□□）

デコ活_2_地域事業について問合せ（△△△△市）

- I. 事業の目的と性格
- II. 補助対象となる事業
- III. 補助対象経費
- IV. 補助対象事業の選定方法
- V. 応募に当たっての留意事項
- VI. 応募申請方法等
- VII. その他留意事項等**

(1) 補助金の経理について

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類（見積書、発注書、契約書、請求書、検収書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類）は、他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要があります。

これらの書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(2) 環境保全効果等の情報の提供

補助事業者は、事業の実施による環境保全効果等を把握・管理し、本公募要領及び交付規程に基づき、並びに、協会の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供していただきます。

(3) 取得財産の管理について

補助事業の実施により取得し、又は、効用の増加した財産（取得財産等）については、取得財産等管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでに取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書の実施計画書及び完了実績報告書の実施報告書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）することをいう。）しようとするときは、あらかじめ協会の承認を受ける必要があります。

その際、**場合によっては補助金の返還が必要になることがあります。**

なお、取得財産等には、環境省による補助事業である旨を明示しなければなりません。

(4) 補助金に係る消費税等仕入控除税額について

交付規程第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、**補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとします。**

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、精算減額又は返還の必要性が発生した場合のみ、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに協会に報告して下さい。

ポイント👉

消費税及び地方消費税相当額は、**補助対象経費から除外して**補助金額を算定し、応募申請書を提出してください。

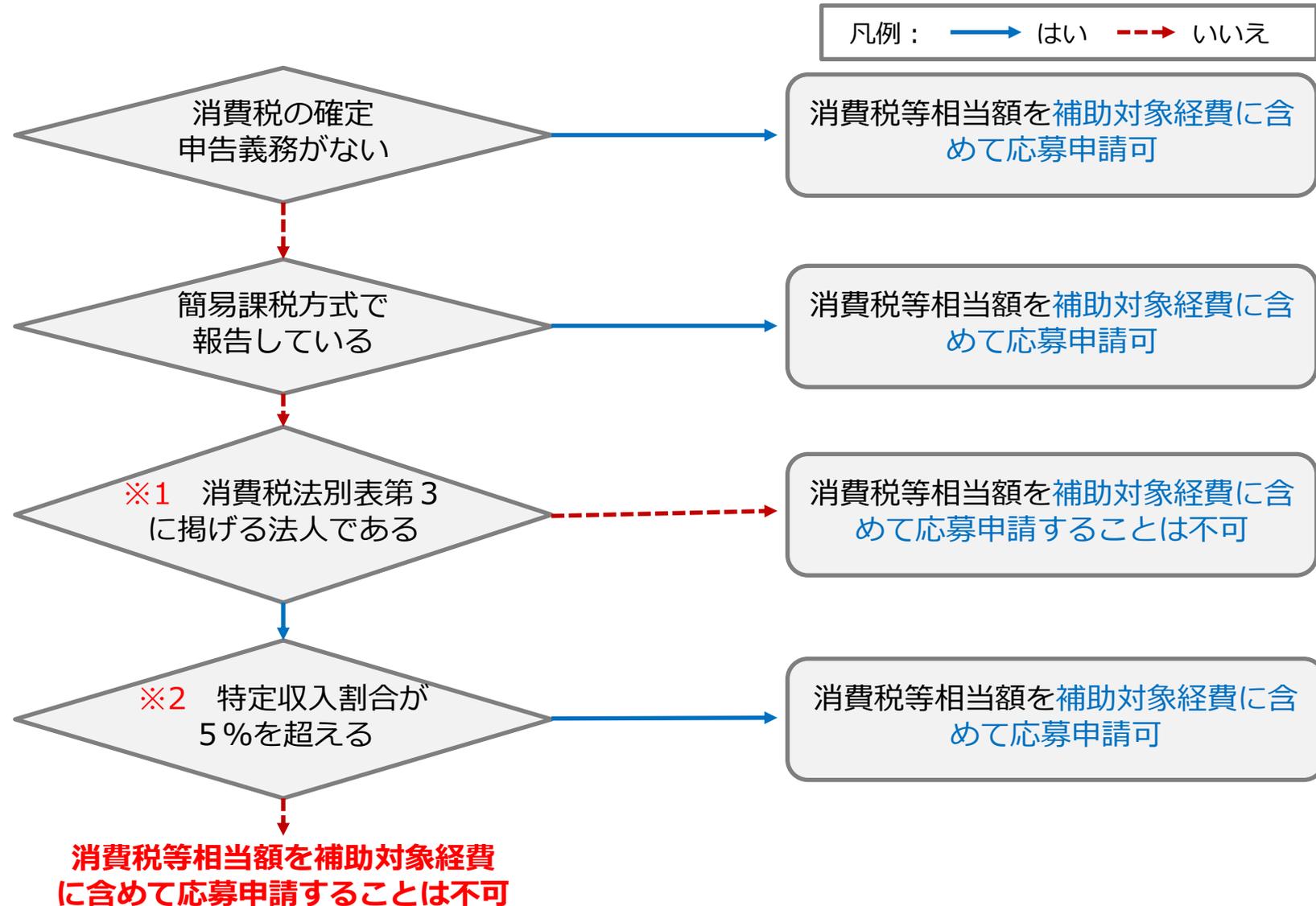
ただし、**消費税を免除されている団体**においては、**消費税を含めて**補助金額を算定することができます。

詳細は次ページのフローチャートで確認してください。

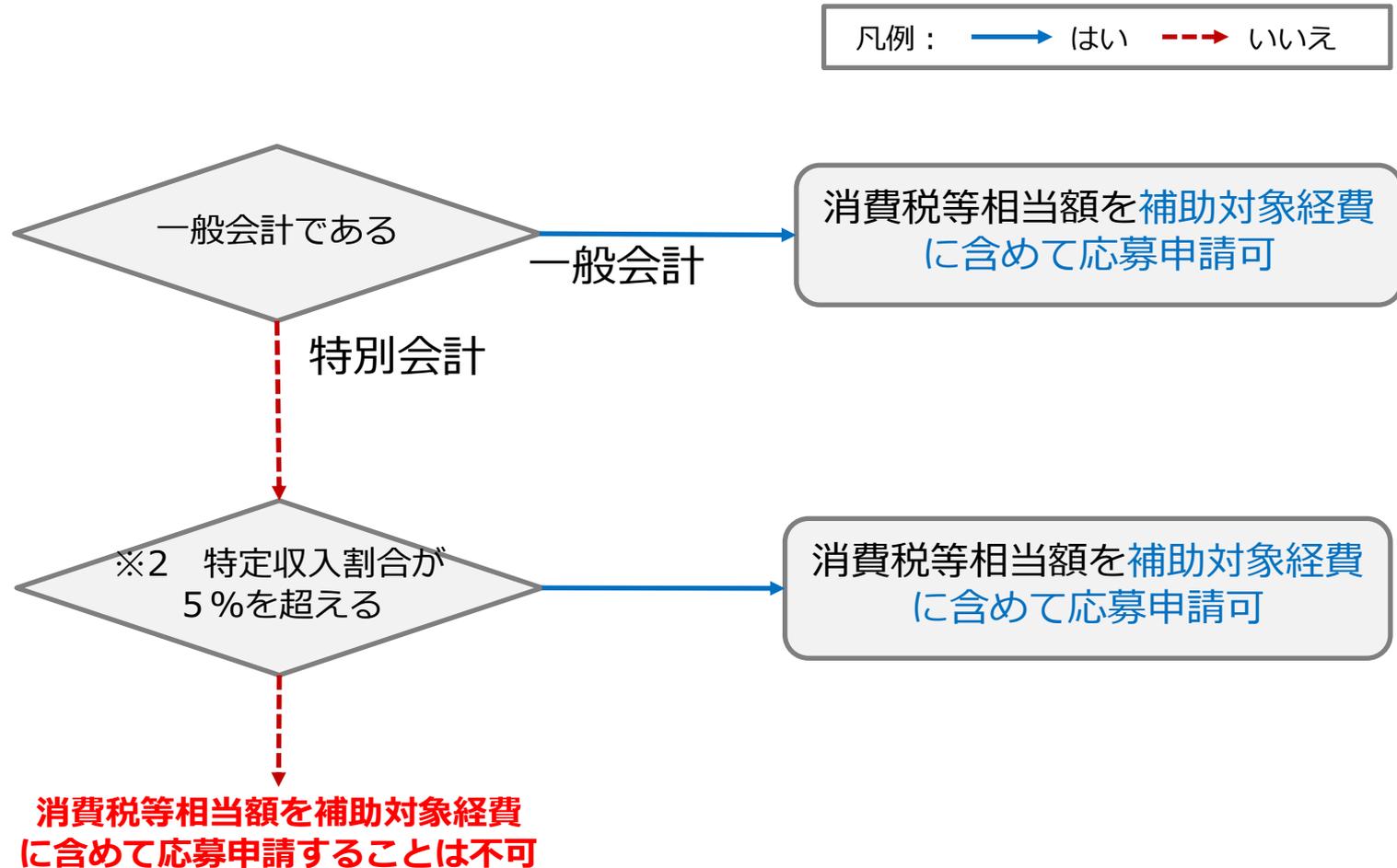
Ⅶ.その他留意事項

補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額を含めるかどうかは下記のチャート図を参照してください。

①【地方公共団体以外】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



②【地方公共団体】消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



※1：消費税法別表第3に掲げる法人（一部抜粋）

一般財団法人、一般社団法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国立大学法人、社会福祉法人、宗教法人、商工会、商工会議所、商工会連合会、商工組合（組合員に出資をさせないものに限る）、商工会連合会（組合員に出資をさせないものに限る）他

消費税法別表第3に該当する法人かどうかは、必ず下記のホームページで確認をお願いします。

ホームページ名：e-GOV 法令検索

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=363AC0000000108>

※2：特定収入

租税、補助金、交付金、寄付金、出資に対する配当金、保険金、損害賠償金、資産の譲渡等の対価に当たらない負担金、他会計からの繰入金、会費等、喜捨金（お布施、戒名料、玉串料など）

特定収入に関する詳細は国税庁のホームページを参照してください。

ホームページ名：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6495.htm>

(5) 自社調達を行う場合の利益等排除の考え方について

補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に補助事業者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。このため、**補助事業者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって補助対象経費に計上します。**

※ 補助事業者の業種等により製造原価を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明をもって原価として認める場合があります。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

(6) その他

本補助金は、法人税法第42条第1項及び所得税法第42条第1項の「**国庫補助金等**」に該当するため、補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定（法人税法第42条）の適用**を受けることができます。

ただし、これらの規定が適用されるのは、当該補助金のうち**固定資産の取得または改良に充てるために交付された部分の金額に限られます**。

なお、これらの規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となりますので、手続きについてご不明な点があるときは、**所轄の税務署等にご相談ください**。

上記の他、必要な事項は交付規程に定めますので、これを参照してください。

更新履歴

更新日	版数	頁	項目	更新内容
令和8年3月13日	1.0	－	初版	－